

小牧市立小規模保育園こすも 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	小牧市
所 在 地	小牧市堀の内三丁目1番地
電 話 番 号	0568-76-1130
代 表 者 氏 名	小牧市長 山下 史守朗

第2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業
施 設 の 名 称	小牧市立小規模保育園こすも
施 設 の 所 在 地	小牧市小牧五丁目253番地 中部公民館2階
連 絡 先	電 話 0568-71-0115 FAX 0568-71-0115
管 理 者	園長 今東 優貴代
開 設 年 月 日	令和元年5月1日
開 設 日 時	月曜日から土曜日（13. 休園についての休園日は除く） なお、土曜日については大山保育園で共同保育を実施します。
開 設 時 間	7:30～18:30
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
利用（認可）定員※	19人（0歳児1人、1歳児9人、2歳児9人）

※保育士の配置状況により、利用定員は変動します。

第3 施設・設備等の概要

(1) 施設 中部公民館2階

園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延 べ 面 積	389.54㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保 育 室	1室	0・1・2歳児クラス
遊 戯 室	1室	遊戯、研修、交流事業等に使用
調 理 室	1室	給食調理
事 務 室	1室	職員室
会 議 室	1室	会議、研修等に使用
玄関ホール・廊下		共有スペース
そ の 他		乳児トイレ、調理室前室、調理員更衣室、トイレ倉庫

第4 職員の配置状況

当園では、「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日小牧市条例第31号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園の業務を統括する	1	1	—	
副園長・主任	園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。	1	1	—	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	8	6	2	
調理員	給食業務に従事する。	1	1	—	
用務員・事務補助員	保育士の補助や園の雑務に従事する。	2	—	2	

※その他、必要に応じて会計年度任用職員を追加で配置します。

第5 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	備考
A勤務	7：30 ～ 16：15	早番勤務
B勤務	8：30 ～ 17：15	通常勤務
C勤務	9：45 ～ 18：30	遅番勤務
D勤務	7：30 ～ 10：30	早番勤務（パート）
E勤務	15：30 ～ 18：30	遅番勤務（パート）

※原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第6 園医

(1) 内科医

医療機関の名称	三輪内科
医 師 名	三輪 雅一
所 在 地	小牧市北外山2468番地1
電 話 番 号	0568-71-5677

(2) 歯科医

医療機関の名称	東田中高木歯科
医 師 名	高木 康司
所 在 地	小牧市小牧原新田1801番地19
電 話 番 号	0568-76-1919

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月現在の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

・保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められる費用。

※0～2歳児は保育料に給食費（主食費・副食費）が含まれます。

※金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。